

仕様書

1 件名

「二十歳のつどい」における舞台・照明・音響管理業務委託

2 業務概要

「二十歳のつどい」において、リハーサル・当日の各日、本仕様書記載の業務が実施可能な技術者を複数名配置し、舞台・照明・音響管理を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月21日（水）まで

4 式典およびリハーサル実施日時

リハーサル：令和8年1月11日（日）午前9時30分～午後1時00分

式典：令和8年1月12日（月・祝）午前8時30分～午後1時30分

1部 式典 2部 アトラクション

5 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目 04-03-04（展示・音響・舞台照明・操作等）で登録されていなければならない。

6 適用範囲

- （1）この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- （2）本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- （3）契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

7 履行場所

つるみ日建ホール(鶴見区民センター大ホール)・鶴見区民センター小ホール
(大阪市鶴見区横堤 5-3-15)

8 業務内容

（1）事前業務（開催日前の別日）

- 発注者、受注者の担当者等による業務内容やスケジュールの詳細についての事前打ち合わせ
- 使用設備、備品の持ち込みや機材等の確認、舞台進行についての事前確認・打ち合わせ

（2）リハーサル

- 照明調整、調光装置等の調整
- 舞台音響設備等の調整
- 舞台上設置物等の設置
- 舞台吊り物設置、懸垂幕設置、舞台上設置物の配置

(3) 式典

- 進行表に基づき、舞台設備、音響設備、照明設備の操作
- 大ホールの式典（1部のみ）の映像及び音声を、隣接する小ホールに設置されているスクリーンに映す操作

※大ホール常設の三点吊りマイク・定点カメラで拾った映像及び音声は小ホールの調整室にパッチされている。映像信号は小ホールのパッチ盤より 20mの D-sub ケーブル（区民センターの備品なし 受注者持ち込み）で小ホールの移動式プロジェクター（区民センターの備品あり 受注者持ち込みも可）に繋ぎスクリーン（区民センターの備品）に映す。

音声信号は同じくパッチ盤より小ホールの拡声装置へ繋ぎ再生する事とする。

※大ホールの映像及び音声データを小ホールにて受信する操作方法及び映写室からプロジェクターへの接続方法の詳細については契約後指示する

※スクリーンのサイズは 100 インチ 3.3m×2.5m

※移動式プロジェクター（受注者持込も可）

・メーカー EPSON

・型番 EB-W420 又は EB-W06

- 来客、出演者の安全管理面の指示
- 非常時の対応（壇上、会場内からの避難誘導等）

(4) 終了後

- 使用した設備、備品の数量を確認し、所定の場所へ撤去格納作業及び破損等の点検。使用した設備・備品等について区民センター管理者への報告

9 業務報告等

- (1) 受注者は業務終了後、報告書を作成し、業務終了後 10 日以内に発注者へ提出すること。
- (2) 受注者は業務終了後、鶴見区民センター管理者から求められる必要な届出を行うこと。

10 経費および損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。

- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

1 1 関係法令等の順守

受注者は、道路運送法、道路運送車両法、自転車損害賠償保障法、貨物自動車運送事業法、その他関係法規、諸規定を遵守し、本運搬業務に関する所轄官公庁への諸届並びに手続きを全て負担するものとする。

1 2 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 上記仕様を変更する場合は、その都度、双方協議の上決定する。
- (3) 「二十歳のつどい」が事前に中止となった場合、中止決定連絡が開催2週間前までであればキャンセル料はかからないものとする。それ以降に中止決定連絡を行った場合の取扱については双方協議の上決定する。
- (4) 運転手・助手及び燃料にかかる費用を含めて見積もりを行うこと。
- (5) 移動の際は、発注者の指示に従い、事故のないように十分に注意を払うこと。
- (6) 履行期間は変更になる場合があるので、発注者から変更連絡を受けた場合は調整を行うこと

1 3 担当

鶴見区役所 市民協働課 教育担当 (担当者：黒田・坂井)

住所 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

(電話番号 06-6915-9734)

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和 7 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

別紙

令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

鶴見区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)